

【学者が斬る・視点争点】格差是正に給付付き税額控除＝島村玲雄

週刊エコノミスト記事検索（毎索） 2020.02.04 エコノミスト 2頁 第98巻 第5号 通巻4636号 40～41頁（全2,678字）

◇所得再分配のあり方議論を

今日の経済構造では所得階層が二極化し、非正規労働やシングルマザー、若年層の貧困が社会問題化する一方、一部の富裕層は海外の節税地「タックスヘイブン」へ金融資産を移転し、経済力に応じて本来課されるべき租税を負担していない。米国の財政学者マスグレーブは政府の役割を、経済安定化、資源最適配分、そして所得再分配と定義しているが、今日の二極化する所得格差に対し所得再分配のあり方をアップデートする必要があるのではないかと問う。

日本では現在、所得や家族の形態などの個人的事情の配慮などから、基礎控除や医療費控除、配偶者控除などで、所得のうち一定額を非課税所得として差し引く「所得控除制度」を採用している。これに対して、「給付付き税額控除制度」は、所得に対していったん課税したうえで、課税後の税額から所得など一定条件に応じて控除する。課税最低限以下の低所得者に対しては給付金を支給する仕組みだ。

所得控除制度では、一定額の非課税所得を差し引いた所得に、所得の金額に応じた所得税率を掛けて所得税を計算する。日本の所得税率は所得が高くなるにつれ税率も高くなる超過累進税率だが、高い税率を掛けられている高所得者ほど、非課税所得の金額が大きくなることで税負担の軽減効果も高くなってしまいう側面がある。

一方、税額控除ならば、非課税所得を控除せず、税額から控除するため、高所得者ほど税負担の軽減効果が高くなることはなく、公平な控除となる。高所得者への控除額は所得に応じて逡減させ、中低所得者には所得税額から控除したり、給付金を支給したりすることで、再分配の効果がより高まると考えられる。さらに、就労支援や子育て支援、消費税の逆進性対策にも有効だと考えられている。

◇オランダなどに先例

給付付き税額控除制度は、すべての人に最低限の所得を保障する「ベーシックインカム」構想から派生した、米国経済学者フリードマンの「負の所得税」（所得が一定額を下回る低所得者には税を還付する）構想に端を発する。すでに英国や米国、オランダなどで導入されており、日本でも2000年代半ばから東京財団政策研究所研究主幹の森信茂樹氏を筆頭に活発な議論が行われてきた。

給付付き税額控除の方式は大きく分けて、（1）勤労税額控除、（2）児童税額控除、（3）消費税逆進性対策税額控除、（4）社会保険料減免税額控除——の四つに分類される。いずれも所得税額から控除されるが、政策目的や適用要件が異なる。実際には、各国ともに複数の方式の税額控除を導入しており、低中所得者の負担軽減を目的としていることに変わりはない。

勤労税額控除は就労を要件として、一定以上の勤労所得がある場合に控除される。社会保障を受給する低所得者が就労に伴って手当が減額されるのを避け、かえって貧困から抜け出せない「貧困の罠(わな)」に陥るのを改善し、就労を促進することを目的としている。英米やオランダ、フランス、北欧諸国などで導入されている。

児童税額控除は、子どもの数に応じて控除額が決まる。一人親世帯に対する経済的支援と「子どもの貧困」対策、子育て支援などを目的としている。消費税逆進性対策税額控除は、カナダで付加価値税（日本の消費税に相当）導入時に低中所得者の負担軽減を目的に取り入れられたもので、基礎的な生活費にかかる消費税率分を控除額として還付した。

社会保険料減免税額控除は、現金で還付する代わりに社会保険料からも控除するものだ。オランダでは01年の抜本的な税制改革で、所得控除から税額控除に移行し、勤労税額控除と児童税額控除などが導入された。給付付き税額控除を導入するに当たり、現金を還付する代わりに所得税とともに徴収され、低中所得者に負担の重い社会保険料負担からも控除する形を採用している。

この税制改革では、付加価値税の標準税率の引き上げが予定されていたため、逆進性対策という政策目的も含まれていた。ただし、消費税逆進性対策税額控除の方式が具現化されたわけではない。

◇マイナンバーも活用

日本では、10年の民主党政権下の**税制改革**議論で給付付き**税額**控除制度が検討されていたものの、12年の第2次安倍内閣発足に伴い、議論は立ち消えとなった。日本の租**税法**学者の間では、給付付き**税額**控除制度の再分配効果に一定の有効性を認めるものの、所得控除を支持する論者が多い。租**税法**では、最低限の生活を営むための所得には課**税**するべきではないという、憲法的価値に基づく「可処分所得概念」があるからだ。

さらに、実務上の問題として、給付付き**税額**控除の導入には、国が納**税**者の所得などを正確に把握する必要があり、控除する**税額**や給付金をどのような形で納**税**者に渡すのかという点も課題が多い。日本では20年1月から、基礎控除が38万円から48万円（住民**税**では33万円から43万円）に増額されるが、その額が果たして基礎控除の根拠とされる「最低限の生活に足りる額なのか」という疑問もあり、再分配効果を高めるには基礎控除の一層の引き上げを主張する論者もいる。

しかし、高所得者はグローバル経済の下で、所得**税**率の低い国へと移りやすくなっており、各国にとって所得**税**率の累進性を高めたり、最高**税**率を引き上げたりすることが難しくなっている。そのため、世界的には**税**率を引き下げつつ、課**税**対象所得の拡大を図る傾向にある。また、今後はマイナンバー制度を活用することで、納**税**者の所得の捕捉が可能になり、実務上の課題は一定程度解決が見込まれる。

現在30～40代の就職氷河期世代でつくる有志団体が昨年、就職氷河期世代への支援策として、給付付き**税額**控除制度の導入を提言した。働く現役世代にまで生活困窮が広がりつつある現在の日本で、所得再分配を高めるには給付付き**税額**控除の導入も一つの手だ。消費**税**は安定した**税**収を確保できるが、納**税**者の個人的事情を加味できるのは所得**税**しかない。不安定な労働市場と富の偏った集中に対応できる、公平な**税**制の再構築において、再検討する価値ある政策の一つだ。

（島村玲雄・熊本大学大学院人文社会科学研究部専任講師）

■人物略歴

◇しまむら・れお

1986年横浜市生まれ。2009年慶応義塾大学商学部卒業、15年慶応義塾大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。修士（経済学）。慶応義塾大学経済学部PDを経て、17年より現職。専門は**財政学**・地方**財政論**（オランダ）。

毎日新聞

本サービスの収録内容に関する著作権その他の権利は、毎日新聞社または各権利者に帰属します。
無断転載など権利侵害となるご利用はお断りします。(C)THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.